

「帯広市休日夜間急病センター」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広市休日夜間急病センター	帯広市柏林台西町 2 丁目 1 番地

2 指定管理者

帯広市柏林台西町 2 丁目 1 番地
公益財団法人 帯広市休日夜間急病対策協会
理事長 稲葉 秀一

3 指定期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで